

公募委員募集

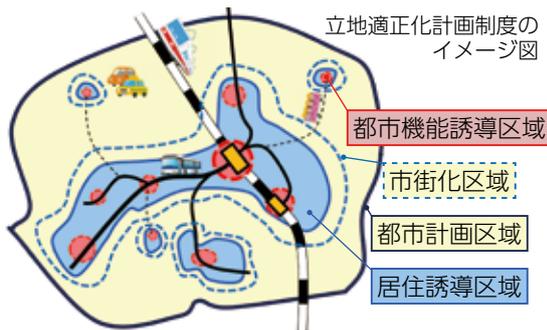
■東浦町立地適正化計画

検討委員会

住宅や都市機能増進施設の立地を適正化するにあたり、幅広い意見を聞くため委員会委員を募集します。

●立地適正化計画とは

居住機能や商業・医療・福祉・教育などの機能を各拠点へ誘導し、コンパクトシティの形成に向けた取組みを推進する計画です。



出典：国土交通省立地適正化計画作成の手引きから抜粋



●募集人数 2名

●資格

・令和3年4月1日時点、町内に住所を有する満18歳以上の方

・都市計画およびコンパクトなまちづくりに対して関心、熱意のある方

・任期中の委員会に参加できる方

※町議会議員・町職員は応募不可

●任期

10月1日(予定)～令和5年3月末まで

※町立地適正化計画の検討

が完了するまで

●開催回数

平日に6回程度(予定)

●報酬

会議の開催1回につき1万円

※4時間以内の場合は5000円

●小論文のテーマ

(400文字程度)

「東浦町のコンパクトなまちづくりに対する意見、提言や応募の動機」

●申込み

9月20日(木)・宛までに応募用紙をFAX、メール、

郵送(当日必着)、あいち電子申請・届出システムまたは直接問い合わせ先へ

※応募用紙は都市計画課で配布または町ホームページからダウンロード

●その他

・面接を行う場合あり

・結果は後日、文書で通知

・応募書類は返却不可

問 都市計画課 内線334
FAX (84) 6422

〒470-2192
aichi-nigashira.lg.jp

住所不要

町有地の利活用に関するサウンディング型市場調査を行います！



●「サウンディング型市場調査(マーケットサウンディング調査)」とは

町有地の市場性や民間事業の参入促進の可能性を見極め、有効活用方法を検討するために、民間事業者などからの意見や提案を対話形式で広く受け付ける調査です。

●対象町有地

石浜字三本松地内
面積 約1000㎡

●サウンディングの対象

提案事業の実施主体となる意向をもち、企画、管理運営などを行うことができる個人、法人または法人のグループ

●サウンディング項目

・使用目的(業種、活用方法など)

・土地の取扱い(造成、埋設管など)

・事業手法(賃貸借)

・地域貢献(地元雇用、社会貢献活動など)

※様々な可能性を調査したいため、土地の一部のみを活用した意見や提案も可

●調査の進め方

①質問の受付期間

9月6日(木)～24日(金)

②参加申込受付期間

9月6日(木)～10月8日(金)

③サウンディングの実施

10月18日(木)～29日(金)

●その他

調査の詳細は町ホームページへ

●質問方法・申込み

①②の期間中に必要書類をメールで問い合わせ先へ

※必要書類は町ホームページからダウンロード

問 都市計画課 内線266

FAX toshikeikaku@town.

aichi-nigashira.lg.jp



社会生活基本調査

●社会生活基本調査とは

1日どのくらいの時間を、仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて、5年ごとに調査しています。結果はワークライフバランスの推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成などの施策に生かされます。

●調査の期日

令和3年10月20日現在

●法的根拠

「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。この調査には、報告義務と守秘義務があります。

ハロートレーニング (公的職業訓練)

ハローワークには仕事を探している方を対象とした職業訓練制度があります。職業スキル・知識の習得を

ます。

●調査の対象

藤江地区の中で総務省統計局が無作為に選んだ10歳以上の世帯員

※全国の約9万1000世帯が対象

●調査の方法

県知事が任命した調査員が伺い、調査票を配付します。回答方法は、「調査票(紙)での回答」と「インターネットでの回答」があります。

●調査の期日

令和3年10月20日現在

052(954)6116

●法的根拠

「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。この調査には、報告義務と守秘義務があります。

希望される方は愛知労働局ホームページまたは問い合わせ先へ

0569(21)8072



年金生活者支援給付金制度

■年金生活者支援給付金

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

■受け取りについて

請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。現在受給されている方の手続きは不要です。

●対象

▼次の要件をすべて満たしている方

- ・老齢基礎年金を受給している方
- ・65歳以上
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税

遺言書保管制度

遺言者自身が作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができる制度です。



・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

▼前年の所得額が約47.2万円以下で、障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

●請求手続き

▼新たに年金生活者支援給付金を受け取れる方

9月上旬以降、順次対象者に日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のがき「年金生活者支援給付金請求書」を提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると令和3年10月分からさかのぼって受け

●以前は...

遺言は遺言者本人が亡くなった後、相続人などに発見されないおそれがありました。

●遺言書保管制度を利用すると...

遺言者が亡くなった後、法務局から相続人に遺言書が保管されていることが通知され、遺言書の存在が明らかになります。詳しくは法務省ホームページへ

0569(21)1095

0569(21)1095



取得することができます。

▼年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて請求手続きをしてください。

●不審な電話や案内にご注意を

日本年金機構や厚生労働省が電話で皆さんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料の金銭を求めたりすることはありません。

0570(05)4092

0569(21)2375

0569(21)2375

0569(21)1095

0569(21)1095

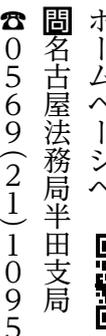
0569(21)1095

0569(21)1095

名古屋法務局半田支局

0569(21)1095

0569(21)1095



Jアラートを活用した 情報伝達訓練



Jアラート(全国瞬時警報システム)を活用した全国一斉情報伝達訓練にあわせて、町でも緊急情報伝達のための訓練放送を行います。町内14か所の屋外拡声機のほか、家庭用の同報無線戸別受信機、防災ラジオから訓練放送が流れます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●Jアラートってなに？

国から直接住民に緊急情報を伝えるシステム。弾道ミサイル情報、津波情報、

緊急地震速報などが、市町村防災行政無線などを通じて皆さんに伝達されます。

■全国一斉情報伝達訓練

●とき

10月6日(木) 午前11時頃

●放送内容

「これは、Jアラートのテストです」×3回

「こちらは、こうほうひがしうらです」

☎ 防災交通課 内線259

9月10日は下水道の日



下水道に接続すると、トイレなどの排水が直接流れ

ないため、悪臭などを防ぎ、清潔で快適な生活環境を確保して、川や海などの水質を保全します。

●下水道の整備された区域

に住んでいる方へ

すみやかに下水道へ接続してください。下水道への接続は「東浦町排水設備指定工事店」に相談してください。※指定工事店の一覧は町ホームページへ

ホームページへ

野焼き禁止！ ごみは焼却しないで！



●野焼きってなに？

自宅敷地、畑や空き地などで家庭ごみ、せん定枝、廃棄物などをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶・ブロック積などを使用し焼却することを行います。

●野焼きは法律で禁止されています

違反すると懲役または罰金などの罰則があります。※一部例外あり

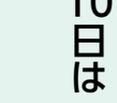
●適切な方法でごみ処理を

野焼きを行うと、有害物質の発生、煙・悪臭などによる近所迷惑、火災の原因になります。ごみは焼却せず、町指定もえるごみ袋に入れて捨てるなど、適切な方法で処理をしてください。



☎ 環境課 内線282

9月1日～10日は 屋外広告物 適正化旬間



●屋外広告物法及び愛知県屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、はり紙、立看板、広告板などの屋外広告物の設置について規制を設けています。

●屋外広告物の設置をする

とき

事前に役場都市計画課に相談し、必要に応じて許可を受けてください。一定の屋外広告物は、県条例により劣化、損傷状況の点検が義務付けられています。

高さが4mを超える広告

板などは有資格者による安全点検が必要です。定期的な点検を実施し、屋外広告物の安全を確保してください。

☎ 052(954)6612

☎ 052(954)6612

☎ 役場

都市計画課
内線332



●下水道に流さないでほしいもの

- ・台所の生ごみや油
- ・水洗トイレではトイレ紙
- ・トーパー以外の紙
- ・アルコール、灯油、シンナー

↓下水道管内でガス化して爆発する恐れがあります。

☎ 上下水道課 内線134



東ヶ丘幼稚園 園児募集

●募集人数(1号認定※)
3年保育(3歳児) 42名

※従来の幼稚園の保育時間を希望する子ども

●申込み

・とき

10月1日(金)

午前10時～11時30分

・提出方法

願書を直接東ヶ丘幼稚園へ

※願書は9月1日(火)から東ヶ丘幼稚園で随時配布

●注意

・受付は先着順です。

・在園児の弟妹を優先的に受け付けます。

・説明会はありません。

・質問などは東ヶ丘幼稚園へ

●願書配布場所・問い合わせ

学校法人東ヶ丘学園

幼保連携型認定こども園

東ヶ丘幼稚園

☎(83)6465

長寿と健康をお祝い！ 敬老金をお渡しします

多年にわたる社会貢献に敬意を表すとともに、今後の益々のご健康とご多幸をお祈りします。

●対象

・米寿の方 30000円
(昭和9年1月1日～12月31日生)

・白寿の方 50000円

(大正12年1月1日～12月31日生)

●支給方法

対象の方には直接連絡します。

☎ふくし課 内線127



東浦が研究フィールドに！ 名古屋大学大学院「臨床環境学研究」



平成26年10月に名古屋大

学大学院環境学研究科との連携・協力協定を締結し、

まちづくりや公共交通、環境に関することなどさまざま

な分野で連携・協力しています。

●東浦町で臨床環境学研究

が行われることに！

名古屋大学大学院の学生が地域の課題を見つけて調査し、解決策を提案してく

れます。

●11名が町内各所を視察

参加した学生は「東浦町が於大の出生地だとは知ら

なかった」「オオオニバスを初めて見た」と視察の感想を話していました。

今後は視察から現地調査へと移行し、調査活動が本

格化していきます。学生の皆さんが東浦町でどのよう

な課題を見つけ、どのような研究を行うのか、とても

楽しみです。

☎企画政策課 内線290

明治安田生命保険相互会社刈谷支 社と包括連携協定を締結



●7月27日(火)に締結

自治体と明治安田生命保険相互会社との包括連携協

定は、知多半島初、県内で9番目です。

明治安田生命保険相互会社と連携し、健康づくり、交通安全などの課題解決に

向けて取り組んでいきます。

☎企画政策課 内線290



10月1日は「法の日」

法の日は、法の役割や重要性を考えるきっかけになるように設けられました。

■司法書士無料相談会

●とき 10月1日(金)
午後1時～4時

●ところ

役場2階 第2会議室、相談室2

●内容

相続・遺言、土地・建物の相続、売買、贈与など、会社の設立、増資などの登記相談、簡易裁判所での民事訴訟に関する法律相談、多重債務、自己破産、裁判

所への申立書類の作成、成年後見制度に関する相談

●相談員

県司法書士会平田支部会員

●申込み

不要、直接会場へ

閩県司法書士会半田支部

☎0569(32)8895

■行政書士無料相談

●とき 10月1日(金)

午後1時～4時

●ところ

役場1階 相談室1

●内容

・相続について聞きたい

・法的に有効な遺言を書きたい

・飲食店を開業したい

・外国人研修生を雇用したい

い

・農地に家を建てたい

・個人売買の車を名義変更したい

・建設業許可を申請したい

・法人を設立したい

などの官公署への提出書類

の作成に関する相談

●相談員

県行政書士会知多支部会員

●申込み

不要、直接会場へ

閩県行政書士会知多支部

☎0569(26)4114

就学時健康診断日程

令和4年度に小学校へ入学する子ども(平成27年4月2日～平成28年4月1日生)を対象に、健康診断を行いますので受診してください。実施場所、受付時間

などの案内は9月中旬に送付します。

※都合の悪い方は日程変更

もできますので、問い合わせ先へ

わ

閩学校教育課 内線177

学校名	実施日
森岡小学校	10月21日(木)
緒川小学校	10月20日(水)
卯ノ里小学校	10月26日(火)
片葩小学校	10月27日(水)
石浜西小学校	10月19日(火)
生路小学校	10月5日(火)
藤江小学校	10月12日(火)

避難行動要支援者名簿に登録しませんか

避難の支援を必要とする方、対象となる方を事前に把握するため、避難行動要支援者名簿を整備しています。災害時に自分で避難することが難しく、避難誘導、安否確認および避難所などでの生活支援を迅速かつ的確に行うための名簿です。

この名簿は避難支援等関係者に提供し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てます。

名簿への登録を希望する方は問い合わせ先へ

●対象

災害時に自分で避難することが困難であり、次のいずれかの要件に該当する方
※ただし、社会福祉施設などに入所または入院している方を除く

- ・要介護3～5の方
- ・要介護1または2で、ひとり暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- ・身体障害者手帳1または2級の方



・精神障害者保健福祉手帳1または2級で、ひとり暮らしの方

・療育手帳A判定の方

・難病疾患があり、歩行が困難な方

・75歳以上でひとり暮らしの方または75歳以上のみの世帯の方

・75歳以上で日中ひとり暮らしの方

・その他支援が必要と認められる方

●その他

・災害発生時に必ず支援が受けられることを保証するものではありません。

・原則年に1度、登録者の自宅に民生委員が訪問し、登録内容の確認を行います。

閩

ふくし課 内線124

内線124